福島県

(目的)

第1条 この要綱は、福島県(以下「県」という。)に対し、福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成17年福島県条例第120号。以下「条例」という。)に係る届出等をしようとする者(以下「届出者」という。)の手続等を定めることによって、条例の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(関係法令等に係る手続)

第2条 届出者は、条例第9条第3項の規定を踏まえ、次に掲げる特定小売商業施設の新設に要する許可等に係る申請等については、条例第14条第1項の規定により知事が意見を述べた後又は知事が意見を有しない旨を通知した後に行うものとする。

ただし、関係の行政機関と当該申請等に係る事前の相談・協議を妨げるものではない。

- 一 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築主事の確認及び同法第6 条の2第1項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認に係る申請
- 二 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2に規定する都道府県知事の許可に係る申請
- 三 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する都道府県知事又は指定市町村の長の許可に係る申請並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出
- 四 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項に規定する都道府県知事若 しくは指定都市等の長の許可及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第 1項の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村の長の当該許可に係る申請
- 五 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出及び同 法第6条第2項の規定による変更の届出
- 六 景観法(平成16年法律第110号)第16条第2項の規定による届出 (新設届出書及び変更(事前)届出書に添付する書面)
- 第3条 条例第9条第2項第1号から第6号までの事項を記載する書面は、新設届出に係る添付書面 (様式第1)によるものとする。
- 2 条例第10条第2項の変更(事前)届出書に添付する書面は、変更(事前)届出に係る添付書面(様式第2)によるものとする。

(新設届出書及び変更届出書に添付する地図等の縮尺及び内容)

第4条 福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則(平成18年福島県規則第88号。以下「規則」という。)第11条第3号から第5号までの地図、同条第6号の図面及び書面並びに第17条第2号の地図、同条第3号の図面及び書面は、別紙1のとおりとする。

(新設届出の廃止に係る届出)

第5条 条例第10条第3項の規定による特定小売商業施設の新設届出の廃止に係る届出は、新設届出 の廃止に係る届出書(様式第3)によるものとする。

(説明会の開催方法等)

- 第6条 条例第12条の規定による説明会の開催方法等については、別紙2のとおりとする。 (県の意見への対応)
- 第7条 条例第14条第4項の規定による知事の意見についての対応及びその理由の報告は、意見対応報告書(様式第4)によるものとする。

(県の勧告への対応)

第8条 条例第15条第4項の規定による知事の勧告への対応及びその理由の報告は、勧告対応報告書 (様式第5)によるものとする。

(工事中止の勧告を受けた者の意見陳述)

第9条 条例第16条第4項の規定による工事中止の勧告を受けた者の公表に係る意見陳述は、意見陳述書(様式第6)を提出することにより行わなければならない。

ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、口頭により行うことができる。

(新設の報告)

第 10 条 条例第 1 7 条の規定による特定小売商業施設の新設の報告は、新設報告書(様式第 7) によるものとする。

(地域貢献活動計画)

第 11 条 条例第 1 8 条第 1 項の規定による特定小売商業施設の新設等の日までに提出する地域貢献活動計画は、地域貢献活動計画報告書(様式第 8)によるものとする。

(関係市町村の長の意見)

- 第 12 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定による関係市町村の長の意見は、新設届出の内容に関しては新設 届出に係る意見書(様式第 9)によるものとする。
- 2 条例第13条第1項の規定による関係市町村の長の意見は、変更(事前)届出の内容に関しては変更(事前)届出に係る意見書(様式第10)によるものとする。

(関係市町村の住民等の意見)

- 第 13 条 条例第 1 3 条第 2 項の規定による関係市町村の住民等の意見は、新設届出の内容に関しては 新設届出に係る意見書(様式第 1 1)によるものとする。
- 2 条例第13条第2項の規定による関係市町村の住民等の意見は、変更(事前)届出の内容に関して は変更(事前)届出に係る意見書(様式第12)によるものとする。

(届出書等の提出部数)

第14条 届出書等の提出部数は、別紙3のとおりとする。

(届出書等の提出先)

第15条 この要綱に定める届出書等の提出先は、商工労働部商業まちづくり課とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年8月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年12月19日から施行する。

附即

この要綱は令和2年2月25日から施行する。

(別紙1)

新設届出書及び変更届出書に添付する地図等の縮尺及び内容

根拠条文	縮尺の目安(注)	内容
規則第 11 条	概ね 1/100,000	特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の市町村を示す地図
第3号		(方位、縮尺、凡例、市町村名、市町村の境界、特定小売商業施
		設の位置、最寄りの鉄道駅 等を明示)
規則第 11 条	概ね 1/12,500	特定小売商業施設の新設の予定地及び周辺の土地利用の現況
第4号		を示す地図
規則第 17 条		(方位、縮尺、凡例、敷地の境界、周辺道路の状況、周辺の建物
第2号		の立地状況、周辺の公共・公益施設(市町村庁舎、学校、病院等)
		の位置・名称、公共交通機関の状況(最寄りの鉄道駅、バス停の
		位置) 等を明示)
規則第 11 条	概ね 1/1,500	特定小売商業施設の新設に係る敷地、建築物及び規則第10条
第 5 号		に規定する附属施設の位置を示す地図 (図面)
規則第 17 条		(方位、縮尺、凡例、敷地の境界並びに各施設等の位置(建築物、
第3号		駐車場及び自動車の出入口の位置)、周辺道路の状況 等を明示)
規則第 11 条	概ね 1/800	特定小売商業施設内の小売業を行うための店舗の用に供され
第6号		る部分の配置を示す図面及び特定小売商業施設の店舗面積の合
規則第 17 条		計又は特定小売商業施設の延べ面積の合計の算出の根拠となる
第3号		書面
		(方位、縮尺、凡例、小売業を行うための店舗の用に供される部
		分の配置、寸法、面積算出の根拠 等を明示)

⁽注) 縮尺はあくまで目安であり、特定小売商業施設の状況に応じて調整できるものとする。

説明会の開催方法等について

届出者は、説明会の開催趣旨が、特定小売商業施設の立地により商業まちづくりに影響を与える地域の住民等に対する届出内容の周知であり、また、住民等にとっては届出内容について県に意見を述べるために必要な情報を収集する機会であることを踏まえ、次の事項に留意して説明会を開催するものとする。

1 周知範囲

説明会の周知範囲は、条例第12条第4項の規定による関係市町村とする。

2 開催回数

説明会は、住民等の多くが参加できることに配慮し、複数回開催するよう努めるものとする。

3 開催日時等

説明会は、住民等の多くが参加できることに配慮し、相当の人数を収容できる施設において、住民 等が参加しやすい日時に開催するよう努めるものとする。

なお、平日の夜間や休日など住民等が参加しやすいよう配慮するものとする。

4 開催場所

説明会は、立地市町村で行うものとする。

ただし、必要があると認めるときは、隣接市町村又は周辺市町村でも開催するものとする。

5 周知方法

説明会の周知方法は、規則第18条第3項第1号及び同項第2号に掲げる関係市町村の公報又は広報誌への掲載や日刊新聞紙への掲載の他、日刊新聞紙の折り込みチラシやホームページへの掲載などにより、できるだけ多くの住民等に周知されるよう配慮するものとする。

6 その他

説明会を開催するに当たっては、住民等への周知を図る観点から県や関係市町村へ事前に開催日時等を通知するものとする。

届出書等の提出部数

様式名	提出部数
特定小売商業施設新設届出書(規則様式第1号)	正1、写し(※)
(条例第9条第1項、規則第9条第1項第1号)	
変更(事後)届出書(規則様式第2号)	正1、写し(※)
(条例第10条第1項、規則第9条第1項第2号)	
変更(事前)届出書(規則様式第3号)	正1、写し(※)
(条例第10条第2項、規則第9条第1項第3号)	
周辺市町村指定申請書(規則様式第4号)	正1
(条例第11条第1項、規則第9条第2項)	
説明会開催結果報告書(規則様式第5号)	正1
(条例第12条第5項、規則第9条第3項)	
地域貢献活動実施状況報告書(規則様式第6号)	正1
(条例第21条第1項、規則第9条第4項)	
地域貢献活動計画報告書(規則様式第7号)	正1
(条例第21条第1項、規則第9条第4項)	
新設届出に係る添付書面(様式第1)	正1、写し(※)
(条例第9条第2項第1号から第6号、要綱第3条)	
変更(事前)届出に係る添付書面(様式第2)	正1、写し(※)
(条例第10条第2項、要綱第3条)	
新設届出の廃止に係る届出書 (様式第3)	正1
(条例第10条第3項、要綱第5条)	
意見対応報告書(様式第4)	正1
(条例第14条第4項、要綱第7条)	
勧告対応報告書(様式第5)	正1
(条例第15条第4項、要綱第8条)	
意見陳述書(様式第6)	正1
(条例第16条第4項、要綱第9条)	
新設報告書(様式第7)	正1
(条例第17条、要綱第10条)	
地域貢献活動計画報告書(様式第8)	正1
(条例第18条第1項、要綱第11条)	
新設届出に係る意見書 (様式第9)	正1
(条例第13条第1項、要綱第12条)	
変更(事前)届出に係る意見書(様式第10)	正1
(条例第13条第1項、要綱第12条)	
新設届出に係る意見書 (様式第11)	正1
(条例第13条第2項、要綱第13条)	
変更(事前)届出に係る意見書(様式第12)	正1
(条例第13条第2項、要綱第13条)	

[※] 写しの提出部数については、県が指定する部数とする。

新設届出に係る添付書面

年 月 日

1 新設届出書の内 及びその理由	1容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解
土地利用関係計画 の名称	(見解)
	(上記見解の理由)
2 新設届出書の内 ての見解及びその	」 日容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画との適合につい 理由
(土地利用関係計画) の名称	(見解)
	(上記見解の理由)
	設の新設が集客予定区域の所在する市町村(立地市町村を除く。)の商業まちづく 出利用関係計画の実現に与える影響についての見解及びその理由
集客予定区域の 所在する市町村	(見解)
	(上記見解の理由)
	設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するため
の交通手段の状況	
(周辺の交通機関の	大況)
/ 바라 군누 ㅣ _ +; 	
(特疋小売簡美施設	こへ到達するための交通手段の状況)

5 新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向			
(地域貢献活動に対する企業理念)			
(特定小売商業施設で実施予定の地域貢献活動)			
	W D 4 0 + W 0 1 1 1 =		
6 特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売	I		
No 物販・非物販の別 主として販売する物品・提供するサービスの種類	備考		
1			
2			
7 その他			
事務を担当する者の氏名、			

備考

住所及び電話番号

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「6 特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要」欄については、未定の場合は「未定」と記載すること。なお、「備考」欄については、小売業者名及び店舗面積を記載すること。

変更(事前)届出に係る添付書面

年 月 日

1 変更(事前)届出	出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合について
の見解及びその理	由
【 土地利用関係計画 】	【変更前】
の名称	(見解)
	(上記見解の理由)
	(THO)0/17 (27 PM)
	【変更後】
	(見解)
	()Ln+)
	(上記見解の理由)
	(工品が存むを出)
2 変更(事前)届出	L ∃書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画との適合
についての見解及	
	【変更前】
土地利用関係計画 の名称	(見解)
,	(元·丹羊)
	(上記見解の理由)
	(工品允件())
	【変更後】
	(見解)
	()Ln+)
	(上記見解の理由)
	(工品が存むを出)

	計書の内容が集客予定区域の所在する市町村(立地市町村を除く。)の商業まちづく 土地利用関係計画の実現に与える影響についての見解及びその理由
集客予定区域の	【変更前】
所在する市町村	(見解)
	(上記見解の理由)
	(工品プログイングを円)
	【変更後】
	(見解)
	(上記見解の理由)
	(上記兒牌の理由)
4 特定小売商業施	正設の変更(事前)届出の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ
到達するための交	至通手段の状況
【変更前】	
(周辺の交通機関	
 (特定小売商業施	国設へ到達するための交通手段の状況)
【変更後】	
(周辺の交通機関	
(特定小売商業施	記との到達するための交通手段の状況)

5	変更	夏(事前)届出書	の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的力	方向
	変更前	方】		
	(地域貢献活動に対する企業理念)			
	(特定	三小売商業施設で	実施予定の地域貢献活動)	
_		_		
	変更後	_		
	(地垣	 支貢献活動に対す	る企業理念)	
	(#±. =	2.1. 丰本光长凯~~	⇒サマウのWhth字式X系N	
	(特廷	三小元冏美施設()	実施予定の地域貢献活動)	
6	性点	・		************************************
-	変更前			ペグパック事本・グル女
N.	No	物販・非物販の別	主として販売する物品・提供するサービスの種類	
	1	10000 01 10000 1000		viii 3
	2			
	_			
[3	 変更後	上		
	No	物販・非物販の別	主として販売する物品・提供するサービスの種類	
	1			
	2			
7	その)他		
事	務を担	当する者の氏名、		

備考

住所及び電話番号

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「6 特定小売商業施設において主として販売する物品の種類及び小売業以外の事業の概要」欄については、未定の場合は「未定」と記載すること。なお、「備考」欄については、小売業者名及び店舗面積を記載すること。
- 3 変更がある項目のみ記載すること。

新設届出の廃止に係る届出書

年 月 日

福島県知事

住 所 届出者 氏名又は名称 即 法人にあっては、その代表者の氏名 ※ 設置者が複数の場合は、連名で記載すること。

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第10条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	特定小売商業施設の名称				
2	届出年月日				
	条例第9条第1項の規定による		年	н	B
	届出年月日		+	月	H
	条例第10条第2項の規定による		年	月	B
	変更届出年月日		#	力	П

3 新設をしないこととした理由

意見対応報告書

年 月 日

福島県知事

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第14条第4項の規定により、 年 月 日付け 第 号で通知のあった特定小売商業施設の新設届出に係る意見に対する対応について、下記のとおり報告します。

記

1 特定小売商業施設の名称	
2 届出年月日	-
条例第9条第1項の規定による	年 月 日
届出年月日	年 カ ロ
条例第10条第2項の規定による	年 月 日
変更届出年月日	年 月 日
- 10	

3 県の意見についての対応及びその理由 (県の意見)

(対応の内容)

(上記対応の理由)

勧告対応報告書

年 月 日

福島県知事

住 所 届出者 氏名又は名称 即 法人にあっては、その代表者の氏名 ※ 設置者が複数の場合は、連名で記載すること。

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第15条第4項の規定により、 年 月 日付け 第 号による勧告に対する対応について、下記のとおり報告します。

記

1	特定小売商業施設の名称					
2	届出年月日					
	条例第9条第1項の規定による		年	月	日	
	届出年月日		+	Л	Н	
	条例第10条第2項の規定による		年	月	日	
	変更届出年月日		+	Л	Н	
3	県の勧告についての対応及びその理由	I				
()	県の勧告)					
	対応の内容) 上記対応の理由)					

意見陳述書

年 月 日

福島県知事

住 所 届出者 氏名又は名称 即 法人にあっては、その代表者の氏名 ※ 設置者が複数の場合は、連名で記載すること。

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第16条第4項の規定により、 年 月 日付け 第 号による勧告に対して、下記のとおり意見を提出します。

記

1	特定小売商業施設の名称	
2	届出年月日	
	条例第9条第1項の規定による	年 月 日
	届出年月日	+ д г
	条例第10条第2項の規定による	年 月 日
	変更届出年月日	年 月 日
2	て東中山の知生に従われい理由	

3 工事中止の勧告に従わない理由

新設報告書

年 月 日

福島県知事

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	特定小売商業施設の名称	
2	届出年月日	
	条例第9条第1項の規定による 届出年月日	年 月 日
	条例第10条第2項の規定による 変更届出年月日	年 月 日
3	新設した年月日	年 月 日

-			
【店舗名			

様式第8 (第11条関係)

地域貢献活動計画報告書

年 月 日

]

福島県知事

住所届出者氏名又は名称印法人にあっては、その代表者の氏名

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

営業年度	年 月	日~ 年 月 日	∃	
項目	細目	活動内容	実施時期	目標

新設届出に係る意見書

年 月 日

福島県知事

市町村長 印

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第13条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

1 特定小売商業施設の名称	
2 条例第9条第1項の規定による	
年 月 日 届出年月日	
3 特定小売商業施設の新設に係る届出書の内容についての商業まちづくりの推進の見地から	うの意見
及びその理由	
(意見)	
(理由)	
世 孝	

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 条例第13条第3項第1号から第6号までに掲げる事項を勘案して記載すること。

変更(事前)届出に係る意見書

年 月 日

福島県知事

市町村長印

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第13条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

1	特定小売商業施設の名称						
2	届出年月日						
	条例第9条第1項の規定による			年	月	日	
	届出年月日			+	Л	Н	
	条例第10条第2項の規定による			年	月	日	
	変更届出年月日			+	Л	Н	
3	特定小売商業施設の変更に係る届出	は書の内容につ	いての配	新業まで	ちづく	りの推進の見地から	の意見
,	及びその理由						
(意見)						
(:	理由)						
(,	生四/						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 条例第13条第3項第1号から第6号までに掲げる事項を勘案して記載すること。

新設届出に係る意見書

年 月 日

福島県知事

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第13条第2項の規定による意見は、下記のとおりです。 記

1 特定小売商業施設の名称	
2 条例第9条第1項の規定による	年 月 日
届出年月日	十 万 口
3 特定小売商業施設の新設に係る届出	書の内容についての商業まちづくりの推進の見地からの意見
及びその理由	
(意見)	
(理由)	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 条例第13条第3項第1号から第6号までに掲げる事項を勘案して記載すること。

変更 (事前) 届出に係る意見書

年 月 日

福島県知事

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第13条第2項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1	特定小売商業施設の名称				
2	届出年月日				
	条例第9条第1項の規定による		左	п	П
	届出年月日		年	月	日
	条例第10条第2項の規定による		左	п	п
	変更届出年月日		年	月	日
3	特定小売商業施設の変更に係る届出	書の内容につい	ての商業まち	づくり	の推進の見地からの意見
Į	及びその理由				
貳)	意見)				
(₹	里由)				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 条例第13条第3項第1号から第6号までに掲げる事項を勘案して記載すること。